

コール手形に関する法的論点  
短期金融市場取引活性化研究会からの検討テーマに関する検討

(短期金融市場取引活性化研究会からの検討テーマ)

- (1) 約束手形を授受しないでコール取引を行った場合、約束手形を授受した場合と比較して、債権者として債権回収に法的な支障が生じることはないか。
- (2) 約束手形を授受しないでコール取引を行うことは、信託財産保全の観点から、投資信託・証券信託・年金信託の受託者である受託銀行が委託者に対する善管注意義務に違反することにならないか。また同様に、投資信託・証券信託・年金信託の委託者の受益者に対する善管注意義務に違反することにならないか。

(結論)

- (1) 約束手形を授受しないでコール取引を行った場合、約束手形を授受した場合と比較して、債権者として債権回収に法的な支障が生じることは實際上ほとんど考えられない。
- (2) 約束手形を授受しないでコール取引を行うことが、投資信託・証券信託・年金信託の受託者である受託銀行の委託者に対する善管注意義務および投資信託・証券信託・年金信託の委託者の受益者に対する善管注意義務に違反するとはいえない。

(議論の前提等)

・コール取引は、インターバンク市場（広義の金融機関が参加する市場）における短期の大口（原則 5 億円以上）の金銭消費貸借取引である。取引期間が 1 日間（翌日物）や 1 日未満（日中コール）など極めて短期の取引が多いが、1 ヶ月物、3 ヶ月物、1 年物といった取引も存在する。

・インターバンク市場における一般的な取引慣行等をまとめた短資協会「インターバンク市場取引要綱」が存在するが、市場参加者間で広く共通に利用されるいわゆるマスターアグリーメントのような契約書は存在しない。

・金融機関相互間の決済をはじめとして、金融機関の資金繰りは日銀当座預金を通じて行われ、コール取引はその資金繰りの調整のための日銀当座預金の資金の貸借という性格を有する。このため、コール取引による資金の授受（スタート時における出し手から取り手への貸出金の交付、エンド時における取り手から出し手への返済）は、受領者の日銀当座預金の口座に対する振込により行われている<sup>1</sup>。

・コール取引では、当事者間で次のような約束手形（以下、「コール手形」）が授受されることが慣行となってきた。ただし、平成 11 年頃から短資会社を介さない取引について、また、平成 14 年 5 月以降は短資会社を介する取引についても、当事者間の合意によりコール手形の授受を省略する取引（以下、「手形レス取引」）も行われるようになってきている。

#### < コール手形の概要 >

振出人：取り手、受取人：出し手、金額：元本相当額、満期：一覽払い、  
支払場所：取り手が預金取扱金融機関の場合はその店舗、取り手が預金取扱金融機関でない場合はその取引銀行の店舗

・通常、エンド時において資金が返済された後に出し手から取り手へコール手形の返却が行われるため、コール手形は呈示されることはない。このため、手形レス取引としても問題ないという意見がある一方、債権保全手段としてコール手形は必要との意見があり、コール手形を授受する法的な意味合いについて市場参加者間で見方が分かれている。

・金融法委員会では、検討テーマに関するご意見を募集しており<sup>2</sup>、インターバンク市場参加者の主要な業態代表により構成される短期金融市場取引活性化研究会<sup>3</sup>から上記 . に関して法的不明確性があり解釈の明確化が必要な論点があるとのこと意見を頂いたことを受けて、当委員会の検討テーマとして取り上げることとしたものである。本稿は、冒頭の検討テーマに関する当委員会の見解をまとめたものである。

#### （法律関係の分析）

##### 1. コール取引上の債権・債務の発生

コール取引の約定が成立して資金が出し手から取り手に交付された場合、約定の内容（金額、履行期、利率等）にしたがって、取り手は出し手に元金+利息を支払う（返

<sup>1</sup> 市場参加者の中には日銀当座預金口座を有しない者がおり、その場合には、当該参加者の取引銀行の日銀当座預金口座に振込むとともに当該銀行が当該参加者の預金口座に入金するかたちなどで資金授受が行われる。

<sup>2</sup> 金融法委員会のホームページ（[www.flb.gr.jp/](http://www.flb.gr.jp/)）を参照。

<sup>3</sup> 短期金融市場取引活性化研究会については、別紙を参照。

済する) 債務を負う(コール取引上の債権・債務の発生)。

(説明)

(1) コール取引は金銭消費貸借に該当することには異論がない。それが諾成的消費貸借であるのか要物契約である消費貸借であるのかについては、インターバンク市場要綱における約定、成約等の用語からすると諾成契約と考えられているように見える。しかし、いずれであっても資金の交付による取引の実行があった段階でコール取引上の債権・債務が発生することに疑いはない<sup>4</sup>。

(2) このコール取引上の債権・債務は、約定の成立と資金の交付によって発生するもので、債権・債務の発生自体は、手形の授受の有無とは関係がない。約定確認システムにおける記録・同システムからの媒介報告書(短資会社が介在する場合)やFAXによるコンファメーションの記録(DD取引の場合)は、約定成立の証拠となるが、それが約定の成立要件であるわけではない。

なお、コール取引に関連して約束手形(以下、コール手形)が授受された場合、その授受は約定成立および資金交付の事実を推認させる間接事実となりうるが、コール手形だけで約定成立および資金交付の事実を立証したことになるとは必ずしも言えない。

## 2. コール取引上の債権(原因債権)と手形上の債権の併存

コール手形が授受された場合には、コール取引上の債権(原因債権)と手形上の債権が併存することになると解される。

(説明)

(1) 金銭債務の弁済に関連して手形が授受された場合に、当該金銭債務(原因関係上の債務)にどのような影響があるかにつき、講学上、手形授受の趣旨を「支払に代えて」、「支払のため」、「担保のため」の3つの場合に分けて論じられている<sup>5</sup>。「支払に代えて」の場合は、原因債権が消滅し、手形債権のみが残るのに対し、または の場合は原因債権と手形上の債権が並存することになる<sup>6</sup>。

(2) から のいずれであるかは当事者の意思(の解釈)の問題であるが、一般に として原因債権を消滅させることは債権者にとって不利であり、特別の

<sup>4</sup> 両者の違いは、資金交付前の段階で契約としての拘束力(貸す義務、借りる義務)が生じるか否かである。

<sup>5</sup> 前田庸『手形法・小切手法』(有斐閣、1999年)284頁、森本滋「約束手形の振出 - 手形振出の原因関係に与える影響」法教195号81頁、島十四郎「手形・小切手の原因関係」『現代企業法講座第5巻』(東京大学出版会、1985年)235頁等。

<sup>6</sup> と を総称して、「広義の支払のため」とか「支払確保のため」と呼ばれることがある。

事情がない限り または と考えるべきとされている。コール手形の場合、コール取引の返済は手形の呈示なしに行われていることやインターバンク市場取引要綱にコール取引上の債権を消滅させて手形上の債権のみが残るという意思をうかがわせる記述は一切ないことなどから、 の意思が当事者にあるとは考えられない。

### 3. 担保のための手形授受 原因債権と手形上の債権の行使の順序

コール取引上の債権（原因債権）とコール手形上の債権のいずれを先に行使してもよい すなわち の「担保のため」に手形が授受されている と考えられる。この関係は、銀行による手形貸付が行われた場合の法律関係に類似しているが、必ずしも同一とはいえない。

（説明）

- (1) 「支払のため」と 「担保のため」の違いは、原因債権と手形上の債権の行使の順序にあり、 の場合は手形上の債権を先に行使する義務が債権者にあるのに対し の場合は債権者はいずれを先に行使してもよい。
- (2) と のいずれであるかも当事者の意思（解釈）の問題であるが、AB間の原因関係に関連してAがBに対して約束手形を振り出した場合、一般的には の「支払のため」に手形が授受されたと扱われ、実際に手形債権が行使されることによって弁済されている。現在では、約束手形は統一手形用紙により支払場所が振出人の取引銀行の店舗となったものがほとんどである。それを前提とすると、債務者Aにとっては手形の決済に備えて取引銀行の当座預金に資金を準備する必要があるうえ、債権者Bにとっても手形を取り立てに回して債権を回収する方が簡便であることから、当事者間で、債権者はまず手形債権を行使して満足を得るべきとの合意があると考えるのが合理的である。また、Bが手形を第三者Cに譲渡することがありえ、その場合にはCが手形債権を行使することでAB間の原因関係も決済されることが前提となっているといえる<sup>7</sup>。
- (3) これに対して の「担保のため」に手形が授受されていると理解されているのが手形貸付である。手形貸付では、AB間の原因関係（手形貸付の貸金債権）に関連して債務者Aが銀行Bに対して約束手形を振り出す。この場合になぜ手形が利用されるかという点、イ、証書貸付との対比で印紙税が少なくて

<sup>7</sup> このような場合にBにAに対する原因債権の行使を無条件で認めるとAは二重払いの危険がある。それゆえ、 の「支払のため」の場合は、Bに手形債権の先行使義務がある（Bの原因債権請求は訴訟では棄却される）と考えられている。なお、「担保のため」の場合であってもAはBの原因債権の請求に対し手形と引き換えに支払うという抗弁を有し、その抗弁が出された場合には引換給付判決となると解されている（最判昭和33.6.3民集12巻9号1287頁、最判昭和35.7.8民集14巻9号1720頁）。

すむこと、および口、手形債権と原因債権（貸金債権）を併存させる方が債権回収上有利であると説明され、後者口、は具体的には、a. 債務者が支払を行わない場合には手形を利用して当座預金を引落すことで回収できる、b. 利息を前取りにできる（また手形書替の場合におどり利息をとれる）c. 手形市場で売却する等当該手形を利用して資金調達が可能である、d. 手形交換に付して不渡り処分とすることが可能であることが債務者へのプレッシャーになる、e. 書替に際し債務者の財務状況の変化に応じて金利等の条件変更が可能である、f. 手形訴訟の利用により債務名義の獲得が容易である、といったことが挙げられている<sup>8</sup>。

ただし、このうち口、c. については、銀行 B は当該手形の満期までに必ず買い戻しをすることが前提になっており、A の二重払いの問題は生じないこと<sup>9</sup>、d. については、比較的小規模の金融機関が自店ではなく他の金融機関の店舗を支払場所とした手形を振り出させていた場合についての記述であり、自店が支払場所になっている場合についてのものではないこと<sup>10</sup>に留意する必要がある。

- (4) 手形貸付の場合、前述のように「担保のため」として、債権者である銀行は手形債権を行使する義務を負わないと解されている<sup>11</sup>が、それは債権者にとって有利であるからというだけでなく、債務者 A は原因債務のためにも取引銀行の預金口座に資金を準備する必要があり、原因債権を先に行使されても不利とはいえないという事情がある。実務上も、手形は呈示されずに原因債権（貸金債権）が弁済されていると理解されているようである<sup>12、13</sup>。

---

<sup>8</sup> 島・前掲注 5・265 頁、堀内仁「手形貸付（上）」金法 455 号 19 頁、前田・前掲注 5・194 頁等。

<sup>9</sup> 二重払いの危険を避けるため、債務者は手形の返還との同時履行を主張できること等については注 7 を参照。

<sup>10</sup> 堀内・前掲注 8・18 頁。

<sup>11</sup> 現在では、銀行取引約定において「手形によって貸し付けを受けた場合には、貴行は手形または貸金債権のいずれによっても請求することができます」（旧【平成 12 年廃止前】銀行取引約定（ひな型）2 条）旨の規定がなされているので、 の意思が契約上明らかといえるが、銀行取引約定（ひな型）の制定前においても、このように理解されていた。

<sup>12</sup> 島・前掲注 5・246 頁。ただし、銀行 B が当該手形を保管している場合には、手形を呈示したとみることできる（堀内・前掲注 8・18 頁、銀行取引約定（ひな型）8 条 3 項 2 号参照）から、銀行がいずれの債権を行使したのかは、判然としないともいえる。債務者 A の当座預金引落に際し、A が引落のために小切手を B に振出すなどの指図を行った場合には、原因債権が履行されたといえる一方、そのような指図なしに当座預金の引落を銀行 B が行った場合には、手形における支払委託に基づく引落 = 手形債権の行使がなされたということになるか。

<sup>13</sup> 注 7 で述べたように、「担保のため」の場合でも B が原因債権を行使する場合には、A は手形との引き換えに支払うという同時履行の抗弁を主張できる。通常は、A はその抗弁を主張することなく原因債権を履行しているということになる。AB 間で紛争が生じ、B が原因

- (5) コール手形は、金銭消費貸借の債務者（取り手）が債権者（出し手）を受取人として振り出されるという点で手形貸付の場合と共通である。また、コール取引における債務の返済は手形の呈示なしに行われていることからみても、手形貸付と同様、原因債権とコール手形上の債権のいずれを先に行使してもよい<sup>14</sup> — すなわち の「担保のため」に手形が授受されている — と解される。
- (6) このように、コール手形が授受された場合の法律関係は手形貸付の場合と似ているが、まったく同一というわけではない。
- ・ 手形貸付の場合、手形の支払場所は債権者の店舗となっているのに対し、コール手形の支払場所は、振出人（取り手）が預金取扱金融機関の場合は自行の本店等の店舗、非預金取扱金融機関の場合はその取引銀行の店舗となっており、出し手の店舗ではない。したがって、コール取引では、出し手が手形を利用して当座預金を引落すことで簡便に回収できる（上記(3) 口、a.）ということはない<sup>15</sup>。
  - ・ コール取引では、利息の前取り、コール手形を利用した資金調達<sup>16</sup>、手形交換を通じたコール手形の呈示<sup>17</sup>、手形の書替といったことは想定されていない。したがって、コール手形に上記(3)口、b. ~ e. のような意味合いはない。
  - ・ なお、コール取引では銀行取引約定のような明文の契約がなく、期限の

---

債権の履行を訴訟で請求するような場合には、銀行 B は A から同時履行の抗弁を提出される可能性がある（この点について銀行取引約定では手当てがなされていない）。他方、銀行 B が原因債権を自働債権として A の預金と相殺する場合には、「手形の返還は同時でなくてもかまいません」（銀行取引約定（ひな型）8条1項）旨の特約により、手形の呈示・交付がなかったため相殺は無効であるとの主張ができないようにされている（手形債権との相殺については同8条3項参照）。

<sup>14</sup> コール取引の場合も、債権者が原因債権を行使したときに債務者は手形の返還との同時履行の抗弁を有する（前掲注7参照）が、通常は、取り手はその抗弁を主張することなく原因債権を履行しているということになる。

<sup>15</sup> コール取引は日銀当座預金の資金の貸借という性格を有するが、コール手形の支払場所が日銀ではなく取り手の店舗等になっているため、手形貸付の場合以上に、コール手形が原因債権の補完的なものとなっているといえよう。

<sup>16</sup> コール手形は一覧払いとなっているので、出し手 B がコール手形を原因債権の期日前に第三者 C に譲渡すると、C は原因債権の期日前にコール手形を呈示して支払を請求することができ、振出人（取り手）A は、「原因債権の期日未到来」を人的抗弁として主張できるだけということになる。取り手がこのようなことを予想しているとはいいがたく、むしろ、「コール手形は第三者に譲渡しない」旨の合意が当事者間にあると考えるのが合理的であるように思われる（ただし、そのような合意の存在も人的抗弁になるにすぎない）。

<sup>17</sup> コール手形が手形交換に付された場合にならぬかは明確ではないが、取り手が預金取扱金融機関である場合に「不渡り処分に対するプレッシャー」の意味があるとは考えられず、コール手形を手形交換に付すことは想定されていないように思われる。

利益喪失事由は民法 137 条の場合に限定される。また、銀行取引約定（ひな型）8 条 1 項のような合意がないのでコール取引上の債権を自働債権として相殺する場合には、手形の（同時）交付がないとその効力に疑義が出る可能性がある。

#### 4. コール手形による債権の回収

コール手形を持っていることが、実際に債権の回収向上につながることはほとんど考えられない。逆に言うと、コール手形を受領しなかったことで債権回収に支障が生じることは實際上ほとんど考えられない。

（説明）

(1) 3. における分析によれば、コール取引において取り手が任意に債務を履行しない場合<sup>18</sup>に、出し手にとってコール手形があるゆえに簡便な回収が可能になるということではなく、債務者である取り手の協力・アクションを必要としない回収方法は見当たらない<sup>19</sup>。

(2) 取り手が契約の効力を争ったり、弁済済みである等と主張して債務の存在自体を否定する場合には、コール手形によって手形訴訟を利用することが考えられる。手形訴訟では、証拠調べが原則として書証に限定される（民事訴訟法 352 条 1 項）ことなどから、通常訴訟に比べ短時間で原告（手形所持人）が勝訴判決を得るのに有利であると言われている。この点は、手形レス取引との比較で一般論としてメリットとなる点は否定できない。ただし、次の点に留意する必要がある、具体的な債権回収の実効性の向上につながるとは必ずしも言えない<sup>20</sup>。

- ・ 手形訴訟において制限されるのは証拠方法であって、実体法上の抗弁等が制限されるわけではない。振出人（取り手）は受取人（出し手）に対し、

<sup>18</sup> インターバンク市場における大口の取引であるというコール取引の性格上、取り手の信用保持の観点からして、コール取引では他の債務以上に「債務不履行はできない」というプレッシャーがかかっており、取り手が殊更に債務を履行しないという事態はあまり考えにくい。しかし、それを強調すると、そもそも債権保全を論じること自体に意味がないということになりかねないので、以下では、債務不履行が生じることがありうることを前提に、取り手が契約の効力を争ったり、弁済済みである等と主張して債務の存在自体を否定する場合と取り手が債務の存在は争わないが支払能力に問題があるゆえに支払わない場合に分けて、検討する。

<sup>19</sup> 有担保コールにおける担保権実行や反対債権がある場合の相殺等は別である。ただし、相殺については後述参照。

<sup>20</sup> なお、言うまでもないことであるが、コール手形債権を有しているからといって優先弁済権を持つわけではない。手形訴訟により債務名義を得て強制執行をしても、他に債務名義を有する者や先取特権を有する者がいれば、配当要求をすることができる（民事執行法 51 条、133 条、140 条、154 条等）。

原因関係（コール取引）上の抗弁を主張でき、この抗弁を裏付ける書証があれば被告勝訴となる可能性がある。

- ・ 手形訴訟といえども判決までには約 2 カ月を要する。
- ・ 手形訴訟において出し手（手形所持人）が勝訴しても、取り手による適法な異議があれば、通常手続に移行し、口頭弁論終結前の状態に戻って通常手続で審理される。手形判決に付された仮執行宣言は、通常訴訟への移行によって当然には失効しないが、手形判決の取消・変更の原因となるべき事情の疎明があったときは執行停止の仮処分がなされる場合がある（民法 403 条 1 項 5 号）。

(3) 取り手が債務の存在は争わないが支払能力に問題があるゆえに支払わない場合には、取り手について倒産手続開始の申し立てがなされる可能性が高い。その場合には、コール取引の取り手が広義の金融機関であることを勘案すると、申し立てと同時に、弁済禁止の保全処分（破産法 28 条 1 項、6 項等）のほか強制執行等の中止命令（同 24 条 1 項 1 号等）包括的禁止命令（同 25 条 1 項等）訴訟手続の中止命令（同 24 条 1 項 3 号等）などが出される公算が極めて高い。また、倒産手続の開始決定があれば、倒産手続によらない（無担保債権の）回収は基本的にできなくなる（破産法 42 条 1 項、44 条 1 項等）。そうすると(2)の場合と比較して、手形訴訟を利用できたがゆえに回収できたという事態は一段と考えにくい。

(4) 以上からすると、コール手形を持っていることのメリットは一般論としてゼロではないとしても、コール手形を受領しなかったがゆえに実際に債権回収に支障を生じることはほとんど考えられない。

## 5. コール手形を受領したことによる問題点

コール手形を受領することのメリットだけでなく、デメリットも考慮する必要がある。

（説明）

(1) コール手形を受領することの出し手にとってのデメリットは、あまり意識されていないと思われるが、これもゼロではない。

例えば、出し手がコール手形を受領した時点<sup>21</sup>以降、手形の紛失リスクは出し手が負う。コール手形の紛失の事実が明らかになれば、取り手は原因債権の履行に関して、前述の手形との引き換えに支払うという同時履行の抗弁を主張

<sup>21</sup> 短資会社が仲介する場合に短資会社に代理受領権があると解される場合には短資会社の受領時点。



するであろう。また、原因債権履行後であっても、善意取得者等が現れて取り手がそれを支払った場合等の損害は出し手が負担することになる。

- (2) また、出し手 B が取り手 A に対するコール取引上の債権を自働債権とし、A の B に対する預金やコール取引その他の債権を反対債権として相殺したと主張しても、自働債権に同時履行の抗弁が付着しているので相殺は無効であると、反対債権の差押債権者などから主張される可能性がある。

## 6 . 出し手の善管注意義務

コール手形を受領しないことが、出し手（投資信託における受託者）や委託者の受益者に対する善管注意義務に違反するとは言えない。

（説明）

上記のように、コール手形を受領しなかったがゆえに実際に債権回収に支障を生じることがほとんど考えられない。そうだとすると、コール手形を受領しないことが、出し手<sup>22</sup>（投資信託における受託者）や委託者の受益者に対する善管注意義務に違反するとは言えない。

以 上

---

<sup>22</sup> 投資信託のように委託者が運用の指図権を有する場合であっても、取引を行う法的主体は信託財産の受託者である。なお、コール取引では、委託者が約定を成立させていることがあるが、これは受託者から取引の代理権を付与されていると解することになる。

## 別 紙

### (参考) 短期金融市場取引活性化研究会について

#### 短取研とは

「短期金融市場取引活性化研究会(略称:「短取研」)」は、短期資金に係る実務家ベースの検討の場であった「短期資金市場取引協議会」を発展的に解消する形で1995年4月に発足し、短期金融市場参加者の自発的な組織として、主要な市場参加者の業態代表が一堂に会して検討する場として活動している。

現状、月1回程度開催されており、幹事は全国銀行協会(全銀協)会長行が務め、事務局は全銀協に委嘱している。

具体的なメンバーは、次のとおり全銀協会長行および各業態の代表行(会社)の短期金融市場担当者となっている。

全銀協会長行(幹事)、都市銀行等の代表行、地方銀行協会代表行、信託協会会長行、第二地方銀行協会代表行、国際銀行協会代表行、農林中央金庫、信金中央金庫、投資信託委託会社の代表、証券会社の代表、生命保険会社の代表、損害保険会社の代表、ゆうちょ銀行、幹事短資会社(以上、14金融機関)
---

#### 活動目的と内容

短取研は、短期金融市場全体を検討分野とし、短期金融市場取引の活性化に資することを目的として、短期金融市場取引のより円滑、かつ効率的な運営について調査・研究・提言等の活動を行っている。

以 上